⑵　料金調整額等

第一東海自動車道の東京ＩＣと各ＩＣ相互間の料金の額は、中央自動車道富士吉田線の高井戸ＩＣと各ＩＣ相互間の料金の額と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和７年５月12日から令和７年５月31日まで。

⑷　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

②　中央道集中工事に伴う料金調整⑷

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定ＩＣ１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和７年５月12日から令和７年５月31日まで。

⑷　対象ＩＣ

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道富士吉田線の府中スマートＩＣから八王子ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道富士吉田線の調布ＩＣから国立府中ＩＣまでの各ＩＣ
中央自動車道富士吉田線の調布ＩＣから国立府中ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道富士吉田線の府中スマートＩＣから八王子ＩＣまでの各ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

２．小田原厚木道路リニューアル工事に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、⑷に定める入口インターチェンジ及び出口インターチェンジ相互間を利用し、一般道への迂回を目的として、⑸に定めるＡインターチェンジから流出し、Ｂインターチェンジから再流入して、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和７年５月10日から令和７年８月８日までの間の休日。

⑷　対象入口・出口インターチェンジ

・上り線

入口インターチェンジ	出口インターチェンジ
・小田原厚木道路の荻窪インターチェンジ及び小田原西インターチェンジ	・第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
・西湘バイパス全線	・首都圏中央連絡自動車道の海老名インターチェンジから相模原インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

・下り線

入口インターチェンジ	出口インターチェンジ
・第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ	・小田原厚木道路の荻窪インターチェンジ及び小田原西インターチェンジ
・首都圏中央連絡自動車道の海老名インターチェンジから相模原インターチェンジまでの間の各インターチェンジ	・西湘バイパス全線

⑸　対象流出・再流入インターチェンジ

・上り線

Ａインターチェンジ	Ｂインターチェンジ
・小田原厚木道路の小田原東インターチェンジ	・第一東海自動車道の大井松田インターチェンジ

・下り線

Ａインターチェンジ	Ｂインターチェンジ
・第一東海自動車道の大井松田インターチェンジ	・小田原厚木道路の小田原東インターチェンジ

⑹　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。